一般疾病医療費等の支給申請（償還払い）のご案内

保険証と併せて被爆者健康手帳を病院などに提示すると，医療費については，健康保険の自己負担分を支払わないで治療を受けることができます。（ただし，差額ベット料，診断書料などは自己負担となります。）

被爆者健康手帳交付日以降に支払っていた健康保険の対象となる医療費等は，償還払い（還付）申請ができます。

申請には，領収証等に加えて医療の内容を示す書類が必要ですので，医療機関等から下記の書類を交付してもらってください。（申請に必要な書類は，裏面に詳しく記載してあります。）

なお，被爆者健康手帳が交付されたことを医療機関等に伝えると，医療機関等から返金を受けることができる場合があります。返金を受けた部分は，償還払いの申請はできません。

医療機関等から交付してもらってください。

医療費　：　診療（調剤）報酬明細書（レセプト）の写し

介　護　：　介護報酬明細書（レセプト）の写し

＜医療機関の方へ＞

被爆者の方から，診療（調剤）報酬明細書の写しを請求された場合には，御協力ください。

**なお，診療（調剤）報酬明細書は，保険請求に使用したものの写しとしてください。**

お問い合わせ先：広島県　被爆者支援課援護グループ　０８２－５１３－３１１６

申請に必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 提出書類 |
| 医療費（医科・歯科・調剤） | ・一般疾病医療費（一部負担金相当額）支給申請書  ・領収書（原本）※紛失の場合は，領収証明書でも可能。  ・診療報酬明細書または調剤報酬明細書（レセプト）の写し※医療機関で発行してもらってください。 |
| 装具 | ・一般疾病医療費（一部負担金相当額）支給申請書  ・装具指示書及び装着証明書  ・領収書　※紛失の場合は，領収証明書でも可能。  なお，領収書（領収証明書）に内訳が記載されていない場合は，請求書または見積書など，内訳が分かる書類も提出してください。 |
| 介護　※ | ・一般疾病医療費（一部負担金相当額）支給申請書  ・領収書（原本）※紛失の場合は，領収証明書で可能。  ・介護給付費明細書の写し　※事業者から発行してもらってください。  （※対象サービス）  訪問看護，訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ，居宅療養管理指導，通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ，  短期入所療養介護，介護老人保健施設，介護療養型医療施設，  介護医療院，介護予防訪問看護，介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ，  介護予防居宅療養管理指導介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ，  介護予防短期入所療養介護 |
| はり・灸・マッサージ・柔道整復 | ・一般疾病医療費支給申請書  ・領収書（原本）※紛失の場合は，領収証明書で可能。  ・療養費支給申請書（レセプト）の写し |

・提出先は，市町の被爆者援護担当部署です。

・預金通帳など振込口座が分かるもの　及び　保険証をご持参ください。

・振込口座は，原則として被爆者本人の口座を御記入ください。遺族（法定相続人の代表者）の方が申請される場合は，戸籍謄本の写し等の書類が必要ですので，提出先へお尋ねください。

・内容により，追加で書類を提出していただく場合があります。

・申請から支給されるまで，概ね５か月要します。内容により，さらに日数を要する場合があります。